

改定後	改定前
<p>第8条（カードの利用枠） （略）</p> <p>4. ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合本条に定める利用枠は、当社が適当と認めた場合には、<u>特段の通知を要せず、当社所定の方法により増額できるもの</u>とします。ただし、会員からの<u>増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないもの</u>とします。</p>	<p>第8条（カードの利用枠） （略）</p> <p>4. ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合 本条に定める利用枠は、当社が適当と認めた場合には、<u>当社所定の方法により増額することができるもの</u>とします。ただし、<u>会員からの異議のある場合を除きます。</u></p>
<p>第23条（費用の負担）</p> <p>1. <u>会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するもの</u>とします。</p> <p>2. <u>会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440円（税込）を会員は負担するもの</u>とします。</p>	<p>第23条（費用の負担）</p> <p>会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとして、</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条（個人信用情報機関への登録・利用） （略） &lt; 提携信用情報機関の名称・電話番号 &gt; （略） ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されていま</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条（個人信用情報機関への登録・利用） （略） &lt; 提携信用情報機関の名称・電話番号 &gt; （略） ※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構および上記提携信用情報機関</p>

<p>す。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>	<p><u>は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。</u></p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>
--	--